

「バイトの面接」における万引き犯とは誰か？

——ルーマン社会システム論の経験的妥当性に関する一考察——

京都大学

小林伸行

1 目的

この報告の目的は、出来事の同時性に基づくタイプの「作動上のカップリング」(Luhmann 1993: 440-1)のうち、これまで余り注目されてこなかった「構造的カップリングを伴わない」ケースに着目することで、ルーマンの社会システム論における「コミュニケーションは観察不可能である」(Luhmann 1984: 226)等の「経験的に容易には首肯しえない」諸テーゼの経験的妥当性に対する示唆を得ることである。

2 方法

そこで、データとして DVD「アンジャッシュ ベストネタライブ キンネンベスト」(CONTENTS LEAGUE, 2009)収録のコント「アルバイトの面接」における「アルバイトの面接において万引き犯に間違われていることに気づかない」まま繰り広げられる相互作用の事例を取り上げ、ルーマンの社会システム論を援用して解釈することを試みる。

3 結果

分析の結果、アルバイトの面接という経済システム(周辺)のコミュニケーションに包摂された採用志望者と、万引きした人物に対する聴取という法システム(周辺)のコミュニケーションに包摂された店長による相互作用システムにおいて、「双方の予期が非親和的なままで、構造的カップリングを伴わない作動上のカップリング」が見られた。自らを「面接を受ける採用志望者」として理解し伝達する志望者自身(の意識システム)にとっても、相手を「聴取を受ける万引き犯」として理解し伝達する店長(の意識システム)にとっても、「アルバイトの面接を受け、なおかつ万引き犯」という(機能システムを跨ぐ、ある意味で矛盾する)人物は観察不可能で存在(も行為も)していないが、そうした“不可視な余剰の存在”がその独特の(作動上カップリングした)コミュニケーションの作動に寄与しているとしか言い難い(し、少なくとも二次観察者としての視聴者にはそう見える)ため、当該のコミュニケーションと構造的にカップリングする意識システム(ばかりか機能システム)から想定される「理解」や「予期」には明らかに還元できない作動が創発したと見なせよう。

4 結論

以上から、意識システムに還元され得るとの誤解を受けやすい「理解」や「予期」といった用語が用いられている「コミュニケーションは観察できない」という一見首肯し難いテーゼも、「一次観察による作動においては観察し尽くせない(し、コミュニケーションは観察に依存しながらも観察を越えて作動する)」と捉えることで経験的妥当性を阻害する要因ではなくなることが、また、視聴(マスメディア)や研究(学術)をはじめとして、二次観察に基づく別の作動において観察できることもあること等の関連する諸テーゼの経験的妥当性が、改めて示唆されたと言えよう。

文献

- Luhmann, Niklas, 1984, *Soziale Systeme: Grundriß einer allgemeinen Theorie*, Suhrkamp Verlag, Frankfurt (=佐藤勉[監訳], 1993/1995, 『社会システム理論(上/下)』恒星社厚生閣)。
- , 1993, *Das Recht der Gesellschaft*, Suhrkamp Verlag, Frankfurt (=馬場靖雄/上村隆広/江口厚仁, 2003, 『社会の法(1/2)』法政大学出版局)。